第1条 (定義)

本規約は、当ジムがお客様に対して提供するバーソナルトレーニング (以下「本ブログラム」といいます。) の提供条件を定めるものです。

本規約は、本プラグラムの会員(以下「バーソナル会員」または本施設会員と併用する場合は「バーソナル会員+24H」)が、本プログラムを利用するにあたり適用されます。

本規約に定めのない事項については、本ジムが運営する施設の会員規約(以下「会員規約」といいます。)を適用するものとします。

なお、本規約に会員規約と競合する規定がある場合は、本規約の定めが優先されます。

本プログラムは、毎月規定回数、本ジムとお客様の間で合意した実施日に、本ジムバーソナルトレーナーからお客様に対し、カウンセリング及び運動指導を提供するサービスです。 本プログラムの契約期間中は、1日~その月末日までにお客様が設定した回数のトレーニングを実施するものとします。

また、当月分のトレーニングを、翌月に振り替えることはできません。追加でセッションを希望する際は、別途定められた都度料金を支払うことで行うことができることとします。

お客様は本規約の定めに従って、お客様の責任で申込や指導の予約手続き等を行うものとします。

本規約において、本プログラムにおける個別指導は、インストラクターを介する運動やストレッチ、カウンセリング、測定等などを総称して「トレーニング」と定義します。

第2条(料金支払)

別紙で定める月額料金を会員規約の定める方法でお支払い頂きます。

一旦支払われた月額料金は、法令の定めがある場合を除き、返還できません。

第3条 (トレーニング実施日決定およびキャンセル方法)

お客様は、毎月、本プログラムのトレーニング終了時に、次回実施日をトレーナーと相談の上決定するものとします。

お客様が、前項に従い決定したトレーニングの予約をキャンセルする場合、トレーニング実施日2日前18:00までに、当社に対し、キャンセルの連絡をするものとします。

当該受付時間を過ぎてからキャンセルをする場合、トレーニング1回分を実施したものとして取り扱います。

※ただし、当社の都合、及び天災により、プログラムの実施が出来なかった場合はこれにあたりません。

前項で定めるキャンセルの受付時間終了までのキャンセルであったとしても、お客様によるキャンセルが複数回続いた場合は、 トレーニング 1 回分を実施したものとして取り扱い、当月の再予約をお断りする場合がございます。また、その場合、翌月への振替もできません。

第4条(有効期間)

本規約に基づくお客様との契約は、お客様が指定した利用開始月初からその月の月末まで有効とします。

お客様が、次項に定める所定の解約手続を行わない場合、本契約は1か月ごとに自動更新されます。

自己都合により本契約を解約するときは、当社所定の書面により手続を完了することにより、翌月の末日(以下「解約日」といいます。)をもって解約できるものとします。

なお、お客様は本ジムに対し解約日までの月額料金を支払う義務を負います。

第5条(指導期間および内容)

トレーニングの実施施設の混雑状況や本プログラム実施内容により、当社から案内する1回あたりのトレーニング実施時間の60分が前後する場合があります。

トレーニング(特にストレッチや測定)を実施する際、身体に触れて指導を実施することがあります。ご不要の場合は事前に担当トレーナーにお伝えください。

お客様は、トレーニングが、医療行為及び医業類似行為とは異なること、本ジムの提供するサービスは体力向上やコンディション(調子)を整える指導やアドバイス、 または情報提供に留まることを理解したうえで契約するものとします。

第6条(指導の実施場所)

トレーニングを実施する場所は、お客様が申し込んだ施設のみとなり、他の施設では実施できません。

第7条(トレーニング中の事故等の免責)

お客様は、細心の注意を払ってトレーニングを受けるものとし、トレーニング実施中にお客様の不注意により発生した事故及び怪我について、当社は一切責任を負わないものとします。

第8条 (諸規則の遵守)

お客様は、トレーニング指導を受けるにあたり、本規約、会員会則および施設内諸規則を遵守し、当社施設スタッフの指示に従うものとします。

第9条(本プログラムの中止、解約)

次のいずれかに該当した場合には、本プログラムの提供を停止し、又は本契約を解約することができるものとします。

また、これにより停止又は解約された場合にも支払済みの月額利用料等は返還しないものとします。

1.本規約の定めに違反した場合

2.月額利用料の支払いを怠った場合

3.キャンセルの受付時間を過ぎてからのキャンセルが複数回続いた場合

4.その他、本ジムがお客様の本プログラムの継続を不適切と認めた場合

第10条(会員の損害賠償責任)

お客様の責に帰すべき事由により本ジム、他の会員、またはその他の第三者が損害を負った場合には、お客様が当該損害に関する責を負うものとします。

第11条 (規約の改定)

本規約の改定および変更は、本ジムにより為されるものとし、その効力は、当該改定および変更時に本プログラムの契約をしている全てのお客様におよぶものとします。 本規約におけるお客様への告知方法は、施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。

第12条(準拠法、管轄裁判所)

本規約に関して紛争が生じた場合、本ジムの所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的意管轄裁判所とします。